

倉敷市建設工事等入札契約制度改善研究会設置要領

平成7年12月12日 制定

最終改正 令和7年4月1日

(設置)

第1条 本市が発注する建設工事等のより公正かつ適正な入札契約事務を研究するため、倉敷市建設工事等入札契約制度改善研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は次の各号に掲げる事案について研究する。

- (1) 入札、契約事務の見直しについて
- (2) 指名基準の見直しについて
- (3) 新たな入札、契約方式等について
- (4) 前各号のほか必要と認められる事案

(組織)

第3条 研究会は、別表1に掲げる者をもって組織し、会長及び副会長を置く。

2 会長には総務局担当副市長、副会長には総務局長をもって充てる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 研究会は会長が招集し、会議を主宰する。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 研究会の構成員に事故あるときは、代理者がその職務を代理する。

(作業研究班)

第5条 研究会が所掌する事務の執行を補助するため、倉敷市建設工事等入札契約制度改善研究会作業研究班（以下「作業研究班」という。）を置く。

2 作業研究班は、別表2に掲げる者をもって組織し、班長及び副班長を置く。

3 班長には契約課長、副班長には工事検査課長をもって充てる。

4 第3条第3項及び第4条の規定は作業研究班に準用する。この場合において「研究会」と

あるのは「作業研究班」と、「会長」とあるのは「班長」と、「副会長」とあるのは「副班長」と、それぞれ読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、総務部契約課が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

別表1

研 究 会 構 成 員
総務局担当副市長、総務局長、環境局参与、文化産業局参与、建設局長、総務部長、農林水産部長、土木部長、建築部長、工事検査課長

別表2

作 業 研 究 班 構 成 員
契約課長、工事検査課長、児島支所建設課長、玉島支所建設課長、水島支所建設課長、真備支所建設課長、船穂支所主幹（建設担当）、下水建設課長、下水施設課長、耕地水路課長、道路管理課長、公園緑地課長、街路課長、土木課長、公共建築課長、公共設備課長